平成２８年（フ）第３６号
香川県丸亀市津森町992番地１メゾン・カルムⅢ101号
債務者　山野　和美
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後３時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月15日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第５０号
香川県丸亀市九番丁50番地６城南団地1372号
債務者　小松　静夏（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成28年７月20日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月15日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第６８号
香川県綾歌郡宇多津町浜九番丁150番地２（サンビレッジ十番街Ｃ一101）
債務者　眞鍋　幸高
1　決定年月日時　平成28年７月20日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月15日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第４６号
北海道北見市美山町南３丁目14番地38　第３コーポさわだ102号、前住所北海道北見市大正380番地２
債務者　田中　敏江
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第６０号
茨城県日立市東大沼町３丁目２番29―201号
債務者　金沢　秀明
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第４６８号
神戸市灘区摩耶海岸通２丁目３番８―815号
債務者　國﨑　高明
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４７６号
神戸市北区鈴蘭台南町９丁目２番12―Ａ201号
債務者　江口　由美
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４８８号
神戸市須磨区中落合１丁目１番407―201号、従前の住所兵庫県明石市松が丘４丁目３番６―502号
債務者　坂井　秀之
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４８９号
神戸市須磨区中落合１丁目１番407―201号、従前の住所兵庫県明石市松が丘４丁目３番６―502号
債務者　坂井　晴那
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５０７号
神戸市垂水区桃山台５丁目17番地の２　県住３―401号
債務者　丸野　　望
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５１５号
神戸市東灘区深江北町１丁目８番21―101号、従前の住所神戸市東灘区魚崎南町８丁目７番23号ダイドーメゾン魚崎305号
債務者　大瀧　滝生
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３３号
長崎県西彼杵郡時津町浜田郷860番地　時津グリーンハイツ201、旧住所長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷1163番地182
債務者　宮本　香織
1　決定年月日時　平成28年７月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２２９号
仙台市泉区旭丘堤１丁目27番３号
債務者　松山　博導
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２３２号
仙台市若林区若林５丁目１番31号　ロフティ若林Ｂ―110
債務者　阿部　慎矢
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第８８号
秋田市保戸野桜町13番27号
債務者　木村　高史
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２５号
秋田県由利本荘市石脇字田尻野28番地118　サンベルデ親和Ⅳ　101号室
債務者　今野　伸哉
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
秋田地方裁判所本荘支部